

①A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表（緩和した基準）

水色→新設、黄色→変更

R8.6.1～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			941	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					31	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			1,879	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割					62	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			2,982	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割					98	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			0	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助	灰色部分は、上越市では使用しません		0	
A2	2621	訪問型独自サービス23					0	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			0	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たり		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		0	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(二)必要時間20分以上45分未満の場合	0	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(三)必要時間45分以上の場合	0	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		0	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割					-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割					-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割					-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たり		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		0	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22				(二)必要時間20分以上45分未満の場合	0	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(三)必要時間45分以上の場合	0	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		0	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算				1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算		50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	加算Ⅴ(1)～(14)は令和7年4月以降算定できません		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算		

②A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表（従前相当）

水色→新設、黄色→変更

R8.6.1～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割					39	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割					77	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割					123	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			0	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助等を行う場合	灰色部分は、上越市では使用しません		0		
A2	2631	訪問型独自サービス／223					0		
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2		(3)短時間の身体介護が中心である場合			0		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割						-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2)1週に2回程度の場合			-23	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割						-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3)1週に2回を超える程度の場合			-37	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割						-1	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割						-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			(2)1週に2回程度の場合			-23	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割						-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合			-37	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割						-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		加算Ⅴ(1)～(14)は令和7年4月以降算定できません		所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。

③A6 通所型サービス(独自)サービスコード表（緩和した基準）

水色→新設、黄色→変更

R8.6.1～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位	
種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,438単位		1,438	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割				47単位		47	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		2,897単位		2,897	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割				95単位		95	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	※		灰色部分は、上越市では使用しません			0	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		※1月の中で全部でも回から8回まで					0	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1			-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2			-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			2			-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当回数を定合	灰色部分は、上越市では使用しません			-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22						-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1			-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2			-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			2			-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当回数を定合	灰色部分は、上越市では使用しません			-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22						-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算				1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算				1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算				1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算		-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体型サービス提供加算	チ 一体型サービス提供加算		480単位加算		480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100			
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の111/1000 加算			
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の89/1000 加算			

A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000 加算			
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000 加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000 加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000 加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000 加算			
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	加算Ⅴ(1)～(14)は令和7年4月以降算定できません			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000 加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000 加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000 加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000 加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000 加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000 加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,438単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			47単位		33	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	2,897単位		2,028	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			95単位		67	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	0単位		0	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	0単位		0	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,438単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			47単位		33	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	2,897単位		2,028	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			95単位		67	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	0単位		0	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	0単位		0	

④A6 通所型サービス(独自)サービスコード表（従前相当）

水色→新設、黄色→変更

R8.6.1～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1211	通所型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス／211日割				59単位	59	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2		3,621単位	3,621	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス／212日割				119単位	119	1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-18	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割					-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割					-1	1日につき
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当回数を定める場合	灰色部分は、上越市では使用しません			1回につき
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222日割			支援2			
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		-18	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割					-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212			事業対象者・要支援2		-36	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割					-1	1日につき
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221		ロ 1月当回数を定める場合	灰色部分は、上越市では使用しません			1回につき
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222			支援2			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算			1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		-	1回につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6320	通所型独自一体型サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／22		(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22		(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／21		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／22		(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／21		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	利用定員が19人以上的場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の89/1000 加算		

A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	Ⅴ介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	加算Ⅴ(1)～(14)は令和7年4月以降算定できません			所定単位数の63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000 加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合×70%	1,259	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／221・人欠	Ⅴ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／221日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			119単位		83	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、通所型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。